

現在、赤穂市から児童手当または
特例給付を受給していない方

0歳から高校生年代（※1）までの児童を養育していますか

はい

いいえ

児童を養育している方が父と母の場合
所得の高い方の職業は公務員ですか（※2）

はい

いいえ

所得の高い方の職場に
お問い合わせください

手続きは
不要です

はい

いいえ

所得の高い方の住所地は赤穂市ですか

（1）の手続きが
必要です

所得の高い方の住所地の市区町村に
お問い合わせください

（※1）高校生年代とは、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの児童

（※2）児童を養育している方が父または母以外の場合はお問い合わせください。